

(様式第1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額

金 _____ 円

2 補助事業の名称、目的及び概要

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 概要

3 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

※開始日は、実施要領2(2)⑤に示す補助事業の開始時期をふまえて設定すること
(青字は、申請時に削除すること)

4 添付書類

大阪市イノベーション創出支援補助金実施計画書
(様式第1-1号)

(様式第 1 - 1 号)

大阪市イノベーション創出支援補助金実施計画書

補助事業名 (研究課題名)	
大学名	
産学連携担当の代表者 (所属、職名、氏名、電話番号、E-mail アドレス)	
研究代表者 (所属、職名、氏名)	
代表者以外の研究従事者 (所属、職名、氏名、本研究における役割)	
補助事業 (研究) の要約	
申請金額	円

研究内容の説明

① 研究の背景

※ 次の項目を記載すること

- ・ 研究の背景
- ・ 研究動向
- ・ 先行特許
- ・ 競合技術

(青字は、申請時に削除すること)

② 研究の内容

※ 次の項目を記載すること

- ・ 目的・目標
- ・ 実用性を検証する内容（使用する実験機器の説明を含む）
- ・ 今回採択された場合、どのような成果が見込まれるか

(青字は、申請時に削除すること)

③ 研究のスケジュール

※ 今回、採択された場合の補助事業のスケジュールを記載すること

(青字は、申請時に削除すること)

④-1 民間企業との連携状況

※ 複数社と連携している場合は全社分記載すること
(連携先が民間企業ではなく個人であれば記載不要)

(企業名)

(代表者)

(担当者・所属・電話番号)

(本 社)

所在地：

電話番号：

従業員数：

資本金：

(大阪市内事業所) ※本社が大阪市外の場合

所在地：

電話番号：

従業員数：

(事業内容)

(事業に対する目論見)

※ 連携先民間企業の経営戦略・事業戦略上の位置づけ又は関連性、事業に対する目論見を記載すること

(今回、連携先が実施する内容)

※ 大学との役割分担を明確に記載すること。なお、補助対象経費外で実施する内容があれば記載すること

(財務状況) 別添のとおり

※ 最新の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を添付すること

(青字は、申請時に削除すること)

④-2 個人との連携状況

※ 連携先のすべての個人について記載すること

(連携先が個人ではなく民間企業であれば記載不要)

(氏 名)

(連絡先) 住 所 :

電 話 :

メー ル :

事業所所在地 :

(事業内容)

(現在の連携状況)

(事業に対する目論見)

※ 連携先個人の事業に対する目論見を記載すること

(今回、連携先が実施する内容)

※ 大学との役割分担を明確に記載すること。なお、補助対象経費外で実施する内容があれば記載すること

(個人の財務状況等) 別添のとおり

※ 開業届、前年度の確定申告書、最新の残高証明書を添付すること

(青字は、申請時に削除すること)

⑤ 誓約事項

この事業の連携先については、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守いたします。



⑥ 新事業創出の効果

※ 新事業を創出した場合を念頭において次の項目を記載すること

- ・今回、採択された場合、補助事業完了後に見込まれる成果が、新事業創出に向けてどう繋がるか
- ・新事業創出の可能性
- ・想定される事業規模
- ・大阪市域に与える波及効果

(青字は、申請時に削除すること)

⑦ 新事業創出までのスケジュール

※ 想定される研究成果・技術の実用化や新事業創出までのスケジュールを記載すること

(青字は、申請時に削除すること)

⑧ 研究代表者、研究従事者が他機関（国や独立行政法人）から受けている、受けることが決定している補助の状況

専門用語の説明

用語	説明

研 究 費 及 び 補 助 申 請 額

【収入】

項目	金額（税抜額）（円）	内容
自己資金※		
大阪市補助金（申請額）		—
合計		—

※自己資金は、連携する企業等が負担するものとする

【支出】

経費項目	研究費 （税込額） （円）	研究費 （税抜額） 補助対象経費 （円）	補助申請額 （税抜額） （円）	内容・積算根拠
設備費				
小 計				
材料費及び消耗品費				
小 計				
旅費				
小 計				
謝金				
小 計				
その他				
小 計				
合 計				—

補助対象外経費	研究費（税抜額） （円）	内容
補助対象外経費計		—

- ※ 補助申請額は、契約毎（発注毎）の研究費に補助率2分の1を乗じた額を上限とする。
- ※ 研究費に謝金を計上する場合は、別に設ける様式（大阪市イノベーション創出支援補助金役務計画書）により、謝礼にかかる役務の内容や期間等について詳細を示すこと。
- ※ 合計欄は、経費項目毎の額を合算した額で、補助申請額は1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※ 収入の合計額と、支出の研究費合計額＋補助対象外経費計額は等しくなる。
- ※ 収入の大阪市補助金額と、支出の補助申請合計額は等しくなる。

大阪市イノベーション創出支援補助金役務計画書

役務の期間	※想定される役務が生じる期間を記載すること		
役務の内容	※想定される役務について、具体的内容や要する時間等を記載すること		
謝金の額 (源泉所得税込額)	※源泉所得税を含む金額 を記載すること	謝金の額 (源泉所得税抜額)	※源泉所得税を除く金額 を記載すること
謝金の内訳	※想定される役務に対する謝礼について、その内訳や積算などを記載すること		
備考	※その他、特記事項があれば記載すること (青字は、申請時に削除すること)		

※研究費に謝金を計上する場合のみ、謝金に相当する役務について記載して提出すること

※補助事業のみに要する役務であることが分かるよう記載すること。

※補助事業の実施にあたり新たに雇用された臨時補助員等にかかる経費を計上する場合は、その時間給額に役務に要する時間を乗じて算出された額とする

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

誓 約 書

大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第2条第3項の規定に基づき、当該要綱を理解したうえで申請します。

本補助事業完了後、本研究成果・技術が実用化した場合、連携先の企業が大阪市内に事業所を設ける、もしくは大阪市内に事業所を有する民間企業と連携し、実用化したものを販売する等の経済活動を1年以内に大阪市内で行います。

なお、大阪市内で経済活動を行っていない場合、貴市の指示に従います。

※大阪市内にある大学が、大阪市内の企業又は個人との連携による研究開発事業を申請する場合は、本誓約書を提出すること

(青字は、申請時に削除すること)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

誓 約 書

大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、当該要綱を理解したうえで申請します。

補助金以外の補助対象経費については、連携先がその資金を負担します。

※全ての申請において、本誓約書を提出すること

(青字は、申請時に削除すること)

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（同条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員および暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(様式第2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金については、次の理由により交付しないこととしたので大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市イノベーション創出支援補助金の交付決定について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5-1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容、理由及び金額)

- ※ 変更する内容、理由及び金額を記載の上、変更前後の各経費項目の金額、内容及び積算根拠が確認できる別紙を添付すること
(青字は、申請時に削除すること)

(様式第5-2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認申請書について承認しましたので通知します。

(変更する補助事業の名称)

(変更する内容)

- 補助金交付決定額の20%を超える減額
- 補助金交付決定額の20%を超える経費項目間の流用

(変更後の補助金額)

金 円

(当初決定額：金 円)

(様式第6-1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第6-2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認申請書について承認しましたので通知します。

(中止・廃止する補助事業の名称)

(様式第7号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金 円
(補助金の交付決定額 金 円)

3 添付書類

- (1) 研究成果報告書、研究成果報告書概要版、及び左記書類を収めた電子媒体 (CD-ROM)
- (2) 収支決算書 (様式第8-1号)
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第8-1号)

収支決算書

【収入】

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	内容
自己資金*				
大阪市補助金				
合計				-

*自己資金は、連携する企業等が負担する旨を示した書類を添付すること

【支出】

経費項目	内訳			予算額 (円)		決算額 (円)		差引額 (①-②)	支払 年月日	支払先	整理 番号
	具体的な内容	単価	数量	補助対象経費	①予算額 (補助予定額)	補助対象経費	②決算額 (補助予定額)				
設備費											
小計	-	-	-						-	-	-
材料費及び消耗品費											
小計	-	-	-						-	-	-
旅費											
小計	-	-	-						-	-	-
謝金											
小計	-	-	-						-	-	-
その他											
小計	-	-	-						-	-	-
合計	-	-	-						-	-	-

補助対象外経費	予算額（円）	決算額（円）	増減	内容
補助対象外経費計				-

- ※ 補助額は、契約毎（発注毎）の研究費に補助率2分の1を乗じた額を上限とする。
- ※ 研究費に謝金を計上する場合は、別に設ける様式（大阪市イノベーション創出支援補助金役務報告書）により、謝礼にかかる役務の内容や期間等について詳細を示すこと。
- ※ 合計欄は、経費項目毎の額を合算した額で、補助額は1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※ 収入の合計額と、支出の研究費合計額+補助対象外経費計額は等しくなる。
- ※ 収入の大阪市補助金額と、支出の補助合計額は等しくなる。

大阪市イノベーション創出支援補助金役務報告書

役務の期間	※実際の役務が生じた期間を記載すること
役務の内容	※実際の役務について具体的内容や要した時間等を記載すること
謝金の内訳	※役務に対する謝礼について、その内訳や積算などを記載すること
備考	※その他、特記事項があれば記載すること (青字は、申請時に削除すること)

※研究費に謝金を計上する場合のみ、謝金に相当する役務について記載して提出すること

※補助事業のみに要した役務であることが分かるよう記載すること。

※補助事業の実施にあたり新たに雇用した臨時補助員等にかかる経費を計上する場合は、その時間給額に役務に要した時間を乗じて算出された額とする

(様式第9号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由